

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則（昭和45年神奈川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「公益社団法人神奈川県農業公社」を「公益社団法人神奈川県農業会議」に改める。

第7条第2項中「の種別割」を削り、「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「県が」を「知事が」に、「の事務」を「に関する事務」に改め、同条第4項中「地方自治法施行令」の次に「（昭和22年政令第16号）」を加え、同条第6項中「及び第3項」を「から第3項まで」に改める。

第17条中「（昭和22年法律第67号）」を削る。

附則第1号様式の4（裏）の備考2及び附則第1号様式の5の備考2並びに第74号様式の2の備考1中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第74号様式の2の備考2及び第76号様式中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

第79号様式の備考3、第79号様式の2の備考2及び備考3並びに第80号様式の備考3及び備考4中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 個人事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金は、令和8年3月31日までの間は、地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）附則第2条第1項の規定により県が県税の収納の事務を委託した者に納付することができる。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。